

2月16日(水)から **税の申告**が始まります

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

平成23年度市民税・都民税の申告は市役所へ

◆市民税課 田 (☎460-9827・460-9828)

※申告期間は、窓口が大変込み合います。混雑の状況により受付を早く締め切る場合がありますのでご注意ください。
※各会場へのご来場には公共交通機関をご利用いただくようお願いします。

■市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場 所	日 程
田無庁舎（2階展示コーナー）	2月16日(水)～3月15日(火) ※2月18日(金)・25日(金)は午後8時まで延長
保谷庁舎（防災センター6階）	3月1日(火)～15日(火)
受付時間	午前8時30分～11時30分・午後1時～4時30分

※土・日曜日を除く。

■市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです

◎提出のみの方…内容がすべて記入済みの申告書

◎簡易な申告の方…給与所得者の還付申告や公的年金等の申告[※]

■市でご相談できない所得税の確定申告

①青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得の申告および不動産所得の申告

②土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告

③初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告

④平成21年分以前の過去の年分の申告

⑤雑損控除の申告

⑥相続または贈与等に係る生命（損害）保険契約等に基づく年金所得の申告[※]

上記①～⑥に該当する方、そのほか特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。なお、ご相談せずに申告書を提出する場合のみ、上記の内容を問わずお預かりできます。

■申告の際、必要となるもの

①申告書、印鑑、筆記具、計算機

②源泉徴収票等、平成22年中の収入金額のわかる書類

③下記の控除をうける場合、
（A）国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（保険年金課）、介護保険料（高齢者支援課）

（B）国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除、寄附金税額控除

Aの各控除を受ける場合は、平成22年中に支払った金額を計算してお越しくください。領収書などの添付は不要です。金額が不明な場合は、各担当課へお問い合わせください。

Bの各控除を受ける場合は、平成22年中に支払った金額がわかる控除証明書などの添付が必要です。

④医療費控除の申告には領収書原本の添付とともにあらかじめ合計額をご自身で計算して、お越しくください。

⑤障害をお持ちの方は、障害者手帳または認定書

⑥還付申告の方は、申告者名義の銀行などの口座番号がわかるもの

※昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちいただくと相談などが速やかにできますので、お持ちください。

※源泉徴収票や領収書などの添付書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取っておいてください。

■市民税・都民税申告用紙の郵送と配布

市民税・都民税の申告書は1月27日(木)に次の方に発送しています。

①昨年、市民税・都民税の申告書を提出された方

②昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入された方

市民税・都民税の申告が必要な方で、

—1130)へ、武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田 (☎460-9825)

■医療費控除

◆介護保険サービス

平成22年中に支払った介護保険のサービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。なお、申告の際には医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。控除対象などはお問い合わせを。

◆高齢者支援課 保 (☎438-4030)

◆おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。

その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◆高齢者支援課 保 (☎438-4032)

申告書が届かなかった方には、次のところで配布しています。

■申告書配布場所

場 所	日 時
田無庁舎	4階市民税課 2月1日(火)～15日(火) 2階申告会場 2月16日(水)～3月15日(火)
保谷庁舎	1階臨時窓口 2月1日(火)～28日(月) 防災センター6階 3月1日(火)～15日(火)
各出張所	2月1日(火)～3月15日(火)

※土・日曜日、祝日を除く。

※所得税の確定申告書も同窓口で配布しています。なお、所得税の確定申告書は市役所から郵送しませんので、直接窓口でお取りください。

※市で用意している所得税の確定申告書には数に限りがあります。市の窓口でお取りできなかった用紙については、税務署でお取りいただくか、電話で東村山税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告書は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。また用紙のダウンロードも可能です。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

■市民税・都民税の申告が必要な方

◎平成23年1月1日現在、西東京市内に住所があり、平成22年中に所得のあった方

◎平成23年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

◎所得がない場合でも国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方

◎給与所得者で次に該当する方

①勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方

②地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入のあった方

平成22年分確定申告は税務署へ

◆東村山税務署（東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811）

※各会場へのご来場には公共交通機関をご利用ください。

■申告と納税の期限

□所得税 2月16日(水)～3月15日(火)

□贈与税 2月1日(火)～3月15日(火)

□個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木)

※期限内に納付されないと、延滞税がかかります。

■国税庁HPで確定申告書を作成可能！

国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

■税理士による無料申告相談

今年から西東京市の相談会場が防災センター6階に変わりました！

時 2月14日(月)～18日(金)

受付時間：午前9時30分～11時30分
午後1時30分～3時30分

場 防災センター6階

※会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。

※混雑の状況により午前中で受付を締め切る場合がありますので、ご注意ください。

年金受給者の方や給与所得者の方の所得税、小規模納税者の方の所得税および消費税の申告相談や申告書の作成指導を無料で行いますので、お気軽にご利用ください。

※給与所得または公的年金等の所得だけの方で、勤務先などより西東京市へ支払報告書の提出のあった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要になります。

※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

■所得のなかった方も申告を

平成22年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行（都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要）、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等各種年金の支給、後期高齢者医療被保険証の発行などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「所得（収入）のなかった方」の記入欄の当てはまる箇所に記入し、提出してください。

■市民税・都民税のみの相談・申告の出張受付窓口

場 所	日 程
芝久保公民館	2月1日(火)
下保谷福祉会館	2月2日(水)
住吉会館ルピナス	2月3日(木)
ひばりが丘公民館	2月4日(金)
柳沢公民館	2月7日(月)
新町福祉会館	2月8日(火)
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分
※午前9時までは会場に入れませんので、ご注意ください。	

■パソコンを使って確定申告書を作成してみましょう

今年も田無庁舎の申告受付会場に、国税庁HPと同じ確定申告書作成システムを利用できるパソコンを用意します。自分で申告書を作成し、印刷して提出することができます。

作成した申告書は、会場で受付（お預かり）します。

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署または有料で税理士にご相談ください。

※青色申告の方、譲渡所得(株式などの譲渡を含む)のある方および税理士に依頼している方はご遠慮ください。

※源泉徴収票、筆記具、計算機、昨年の確定申告書の控えなどをご持参ください。

■日曜窓口開設

東村山税務署では、2月20日と27日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス、申告書の受付および用紙の配付を行います。

※電話での相談は行っていません。

受付時間：午前9時～午後5時

■パソコンによる確定申告センターをご利用ください

◎確定申告書等作成のアドバイス

◎確定申告書の受付（預かり）

◎確定申告用紙などの配付

時 2月1日(火)～3月15日(火)

午前9時15分～午後5時

場 アクアプラザ（新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階）